

議案第 77 号

損害賠償の額の決定及び和解することについて

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解する。

平成 28 年 6 月 16 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

- 1 損害賠償及び
和解の理由
- 平成 28 年 2 月 25 日午前 9 時 20 分頃、飛騨市神岡町東町地内西里橋東側の信号機のある交差点において、東側（神岡振興事務所側）から市職員の運転する公用車が、赤信号にもかかわらず進入したため、同交差点を北側（飛騨市民病院側）から走行してきた普通自動車に衝突し、同車両を損傷させたもの。
- 2 損害賠償の額
- | | | | |
|-----------------|-------|------------|-------|
| 金 1, 008, 184 円 | | | |
| 上記金額の内訳 | 車両修理費 | 863, 298 円 | |
| | 代車費 | 82, 944 円 | |
| | 治療費 | 43, 050 円 | |
| | 慰謝料 | 18, 892 円 | |
| 相手方の過失割合 | | | 0 % |
| 飛騨市の過失割合 | | | 100 % |

3 損害賠償及び和解をする相手方の住所及び氏名

